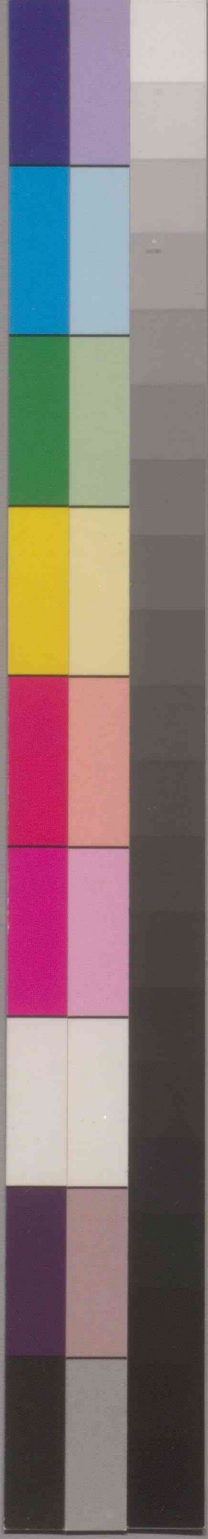


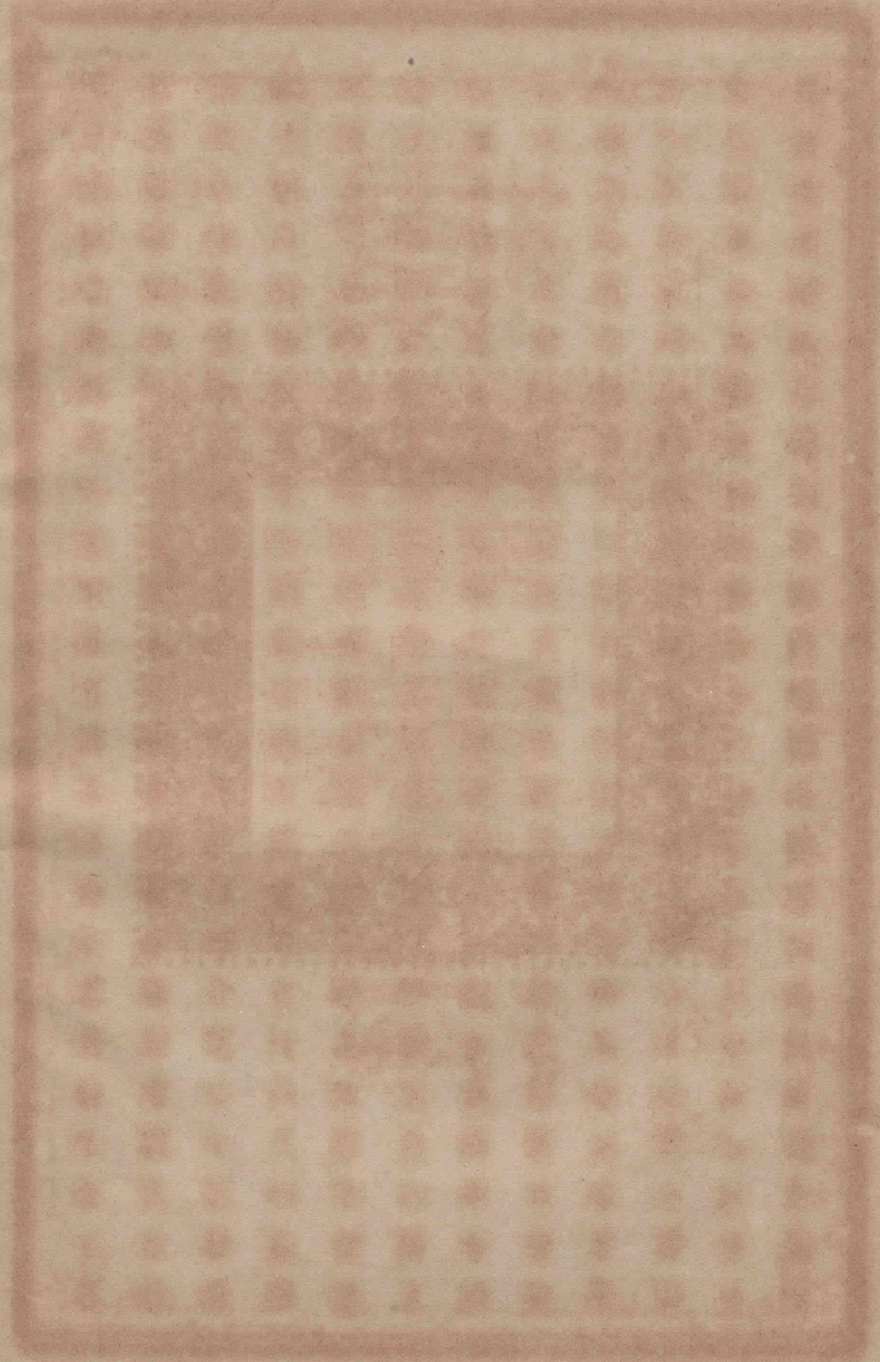
尾崎行正著

標蟲養法

東京

有隣堂發兌



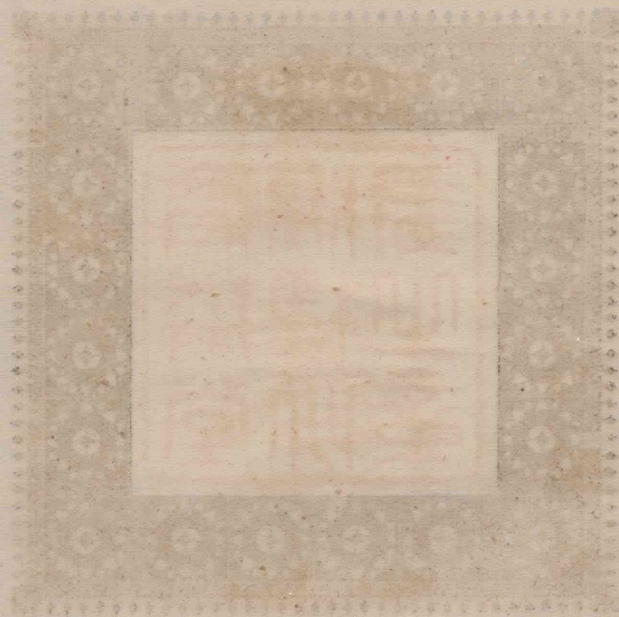


尾崎行正著

標蟲養法

東京

有隣堂發兌



東京

林業堂發行

樟蟲養法

尾崎行正著

樟蟲養法

○樟蟲総論

一樟蟲ハ元來支那にて樟樹を以て飼立するを以て樟蟲と稱するなり釣魚糸と製し我國長崎へ輸入すると年々許多にして長崎は其問屋二十五家あり同所問屋より日本中津々浦々漁業の地も販賣せり然るに日本に於ても從來許多の樟蟲存在すと雖とも之を飼養して釣魚糸を製するを知らざるのみならず反て此蟲を以て有害となし棄除するに至る先年多楽郡相可村の人々庭内の樹は白き毛蟲生育して取捨ると雖とも絶ゆることありと云ふ余之を見るに樟蟲あり豈天物を暴殄すると云はざるべけんや余嘗て熊本縣に在職し同縣に自然生の樟蟲多し因て之を飼養する數年皆能結果を得て釣魚糸及綯糸を製

と種々の織物を試みたり就中敷物及び外套の如きハ毛織
と同一にして雨露ハ抗抵するの力と強靱ハ反て毛織ハ勝
れり抑我國ハ間接の糸直接の糸を問ハす直接ハ木綿麻綿等間接
ハ家蠶天蠶柞蠶野蠶等
ハ皆能強靱の織緯質を有するハ世界特有の天賦と云て可
あり然るハ其天賦特有の産物眼前ハ有て顧る人なくして
佗邦の物産のみと摸作せんと欲するの人わり迂も亦甚し
と云へし余嘗て或縣の勸業課長たりし時縣令余ハ謂曰く當今勸業の緊要トす
る處ハ西洋綿及亞麻を栽培するハ在りト余之ハ答曰亞麻ハ麻の中品
質下等なり我國ハ之ハ勝る眞麻許多有りと雖ども惜哉此を製するハ越後地方
其他二三縣ハ過ぎ去れバ亞麻を作るハ獎勵するより自然生の眞麻の曝し方等を
講習せしむる緊要なり又西洋綿も織維ハ我國の綿より長けれど強弱ハ至てハ却て
國産ハ劣れり故ハ西洋綿を作らするより寧ろ紡績所を起すハ如すと云へり縣令余
カ言を容れざるのみならず益々亞麻と西洋綿を作ると主張せり余の冠夫勸業
を掛て去る然るハ其後ハ至りて亞麻と西洋綿を作る者なきハ至る噫呼
ハ當今の急務トして國家をして富強ならしむる之を捨て
佗ト求むへきの道なし然るハ其業たる天賦の事ト基かさ

れハ如何様也勉盡力するも決して其功を見る事なし今其
分り易き物と以て之を示さんハ密柑類を以て北國ト植る
も決して花實を見る能さると以て知るへし然るハ樟蟲の
如き日本中適せざるの地なし故ハ國々行所として樟蟲の
居らざるの村落あり而して其樟蟲たる風雨鳥虫等の障害
物中ト存在して往古より今ト至りて絶る事なけれハ則人
々其障害物を驅除して保護ト加ふるハ於てハ忽ち繁殖す
るハ必然トして其蟲を以て釣魚糸を製し又其繭を以て綿
紬となし當今流行する處の西洋服ト製するト業とする時
ハ則數家の職業トかり我國ト於て一の新物産ト増殖し他
邦よりの輸入ト防禦するハ足れり豈國家の幸福と謂ハさ
るへけんや因て余從來飼養す所の方及製糸製綿の仕様を

之は概記し諸方有志の人の觀覽に供す只行文の拙あると
 以て廢するをけられぬ則幸甚
 ○樟蟲發生及取扱の事
 一樟蟲の卵より發生の國々寒暖に因て遲速ありと雖とも
 概するは八十八夜前後なり故に四月半はより籠或は盆等
 へ紙を敷卵粒を並へ空氣恢潤の箇所に置毎朝其發生を見
 るべし發生始らば樟栗檉胡桃等總て下條飼養なる新芽
 の出たるを枝折しして卵粒の上は置自然と虫這上るな
 り午前八時より同十二時迄は大概出るなれぬ其枝を德
 利の水を入たるは指て空氣の能通ふ日蔭に置くべし必ず
 日光に當へからず其晴天にて寒暖計華氏六十五度以上は昇
 れぬ如露にて其枝へ水と少し遣るべし又其翌日發生する

虫も別の德利に指置同様は取扱ふべし一日毎は別の德利
 を用ひ渴すべからず渴すれば蟲の眠起は不同を生じ差な
 る事あればあり
 ○初眠より二眠迄取扱の事並へ
 樟蟲の發生したる時の躰も毛も黒くして殆んど通常の毛
 蟲と同様にて發生日より七八日して初眠となれば始め
 の程は日々新芽の多き枝を撰み差換へし其枝の換様の外
 は一つの明德利の水を入新枝を指置前より蟲の居る枝を
 一本宛抜て鋏を以て此缺の切る時音響の
せざるを用ゆべし蟲の居らざる葉を切取
 只枝は蟲のみを残し右の新枝を指たる德利に指置の舊枝
 より漸々と新枝に這移るなれぬ初眠迄は日々は新枝を取
 換指へし眠に付んとする時の家蠶の眠と同一にて自身の

糸よて其躰を飼葉に縛り置て運動のからざる様よ脱皮
するなれ此時よ枝換の勿論動搖又ハ鳴物響等と爲さ
る様注意すへ晴日なれ如露よて少し宛清水を注ぐ
へし二度目の眠も七八日よて始るなれ此眠を脱皮す
れば長き白毛よ變り躰ハ黒けれと横腹より以下足の邊ハ
皆黄色となれり
○三眠取扱の事
三度目の眠ハ八九日よて始るなれ此際大ひなる竹を
三尺宛に切水の入様に爲て地上に並へて打込夫ハ德利
の枝を移し枝換ハ四日目位にてよし最も其場所ハ樹木ハ
竹林等周圍に北東ハ樹木無
きも可なり有て日蔭多き處を撰ふへし若し周
圍に日を覆ふ竹或ハ樹木等無れ飼場の土に棚と拵へ葦

簾を揚げ蔭等にて日防を爲し日光の強き日にハ如露にて
屢水を飼葉に遣るへし此三度目の眠を脱皮すれば毛も躰
も皆白色となり飼葉を多く食するハ因て指枝ハ四尺位の
長よして葉の繁きを用ゆへし
○四度目の眠りの事
四度目の眠り始ハ八九日より十日位よ及ふ事あり眠も
二日位よ及ふ事ありて此眠を起れ日よ之を食する最も
多くて躰も長大なれば枝換の日を忘れず葉の減少する
よ隨て指換へし此際蟻蜘蛛蜂等の障害物多けれハ能注意
して驅除し晴日なれば一日よ數度如露よて水を遣り乾燥
せざる様爲すへし
○熟虫より結繭の事

四度目の眠より起て十四五日と過れり白き毛も薄黄色に
 變じ其毛も脆くなりて折れ落て短くなり背の眞中より堅
 むる黒色の動脈の縮張通常より速となりて足も脆くある
 ため枝より落る事あり此則熟虫の期かれり釣魚糸を製
 するかり又繭を造らするより葉の多き枝を澤山より竹筒
 指置り自然其葉を引よせて繭を掛始るなり卵を採るより
 同日より繭を掛始るを見認て印を記置へり又此事より知
 ○繭採の事
 繭を採するの日限り糸を掛始めてより七八日にて採
 すへり最も佗の繭と違ひて張金の綱の如くにて中迄透通
 りて繭の成否分明より能見せるかれり繭は成次第採する
 こと要するなり

○繭を以て製する事
 繭の小口を鋏にて切り割中の蛹を出し置此蛹を以て發蝶させ卵を取も可あり
 凡繭百匁に豆殻豆を採りて殻を雨よ濡れぬやうに貯へ置へし壹貫匁を火にて焚其側へ
 桶より水を汲置焚たる豆殻の火の未だ消さる内に其灰を桶
 の水中に入れて笹或は麻袋等にて其灰汁を漉取り清澄なら
 せしめ其水を釜に入右繭を入れて能煮て沸騰せしむる凡そ一
 時間にして繭一箇を取り出し水にて能洗ひ其繭を捌き見れ
 ば若し練れの若きなれり其繭堅くして綿の如くならざる
 かれり和らかに成迄煮へし既に練れたるなれば練れたる
 り暫くして織緯微細に分れて綿の如くなるなり然る時
 側に清水を汲置て其繭を悉皆取出し右の清水に入れ屢其
 水を換へて灰汁の垢を能洗ひ出し濡れたる儘棒にて柔順

に打又水にて洗ひ揚て日に乾して後眞綿を延す如く手に
て引延さひ悉く綿とあるなり
○綿より紬糸を製する事
綿の固りたる所と残らす和らかになして篠卷となし木綿
を引如く車にて延探るもよし又眞綿より紬糸と探る如く
して引延と糸とあと後に縫と掛るもよし余嘗て簡易なる
器械を製作し綿より糸を引ながら縫を掛ると試みると至
て便宜にして糸の細きのみならず村少なくて織物にか
すに宜しかりき
○紬糸と織物とする時糊の遣様の事
紬糸を機に織立るに経糸に糊を爲さしれ織難し其
糊の仕法の糸百匁に寒天十匁を水二升程にて能煮溶し人

の肌の温氣位に冷し其中に糸を入れて糊を吸ひせ絞りて後
手にてはたき紺屋よする如く雨
手よてはたくあり風を切干上る前に屢はたきて
糸と糸と粘着せざる様になし乾すへし然る時其糸に光
澤出て機に織易くなるなり
○樟蟲の織物の洋服に能適應する事
樟蟲織の頗る毛織物に相似て雨露に抗抵する力の返て
毛織物に勝れり故に雨中に衣歩行も容易に裏迄雨の浸込
事なきなり又躰温と保護するも羊毛と同様に強弱に至
て羊毛よりも強し去れ洋服に製して最も適應するな
り
○染色の事
樟蟲糸の法方の總て毛染も同様にて木綿より染易くして

從事日本の染方よての毛の木綿よりも染難しとすれど必竟染色の理を知ら何色に
 さるゝ因る也西洋よての毛と絹糸の最も染易しとし木綿の染難しとあす 紺色の
 別なり
 ても着色せざるゝなし只染る時に明礬水に能浸して
 後染へし又光澤と出すに何色にても染上て後酢酸錫と
 湯にて溶解し置夫に浸し乾す時の光澤榮然と出るなり
 ○發蝶より孳尾の事
 繭より蝶の發するの氣候の寒暖に因て差われとも結繭よ
 り三十五日目より四十日以内の發蝶するなれば卵を収
 獲せんと欲すれば同日に糸と掛始めたる繭にて雌雄を見定
 め二十粒宛目のある籠へ入日蔭の箇所に釣置折々如露に
 て霧の如くに露を遣り置へし偕蝶の雌雄の方繭大に
 して中に在る蛹も長くして太く肥へたり雄の繭小にして
 蛹も短くして細し雌雄一日に出れぬ必ず孳尾して卵を籠

へ産み付るなり若し雌のみ出て雄なき時の其蝶を放し
 遣るへし雄蝶のみ出る時の其儘に措へし但し此卵の山繭
 柞蠶等と異なりて數粒を豎に並べて密着せしめて産なり
 ○卵を貯へ様の事
 卵を貯ふに籠に産付たる儘烟氣の行かざる北向の軒端
 に釣置十月末に至り籠より卵を柔順に搔取りて麻袋等に
 入釣置翌年發生即四月に至れば袋より出して平なる籠か
 盆等に紙を敷卵を並へ置て發生さすへし但し始終籠の用
 心をすへし
 ○障害物驅除之事
 樟蟲の害をするの鳥雀蜘蛛蟻蛙蜂鼠等にして其蜂の最も
 有害にして若し一度樟蟲を蝨して歸り去る時の必ず其友

を誘ひ來りて漸々に整殺し樟蟲を喰ふなれり最初に來りたる蜂を注意して打殺すへし又近傍に蜂の巢あらば必ず取除くへし鳥を除くに鳥の丸抜にたる羽皮を下置へし蟻の近邊に蜂穴あると見ゆ石炭と其穴へ入て熱湯を注ぐへし其佗の害物の時々見巡りて其豫防を爲すへし又鳴物類臭氣烟氣等も害有れば成丈近付けざる様注意すへし

○釣魚糸を製するの方
 釣魚糸を製せん^と欲すれば熟虫となりて繭を掛んとする時虫を撰み採り左の藥汁を製置先虫一個宛を取つて板の上にて左の手の小指にて虫の頭を押へ右の手の虫の尻を押へ虫の頭より五つ目の横筋の上皮を左右の指と食指にて諸共に摘み左右に挽裂し二つに裂て右手に在る虫の尻

の方半分其儘に捨て左手に残る虫の腹より透明なる護謨様の軟糸二筋下り出るを右手にて柔順に取て藥汁の中に入置り須臾にして白色に變するを度と引揚けて藥汁敷入置り其系脆くなり用よ立ち難し板の上に置き圖の如く引延さし長さ六尺より九尺餘に延るあり引延した儘乾し置へし但し引延す時に成丈糸の丸くなる様爲すへし

因云世間に虫を直に食酸に入腹を割糸を製する者あり其業の遲緩のみならず其糸最脆とて用に立難し

○藥汁の方
 三十五度酢酸一合清水一合五夕藍臘少許
 右三昧を合して瓶に入置茶碗等に少し宛入て其中に右の糸を入れて取出し引て後漸々と瓶より藥汁を加ふへし但し

藍臘を加ふる其糸の少く青くなりて水色になさんが爲なり國によりて水色の糸を好まずして却て黄色と好む所あり蓋し海水の清濁によりて好悪ありと想はる且酢酸の割合樟にて飼養せし虫を製せしを記しぬれ其佗の木にて飼立たるの少く宛の差あり實地に付て酢酸強弱の加減あるへし

○釣魚糸仕上の方
右引延したる糸能乾て後米を磨きたる白水即ち米どぎ水に一時間程入置引揚又乾て後幾筋も揃へて木綿切に胡桃及油を包みて屢糸を磨すれ光澤出て遂に透明美麗の糸となり其強力の強き事此糸の右に出る物なきなり

○飼葉の事

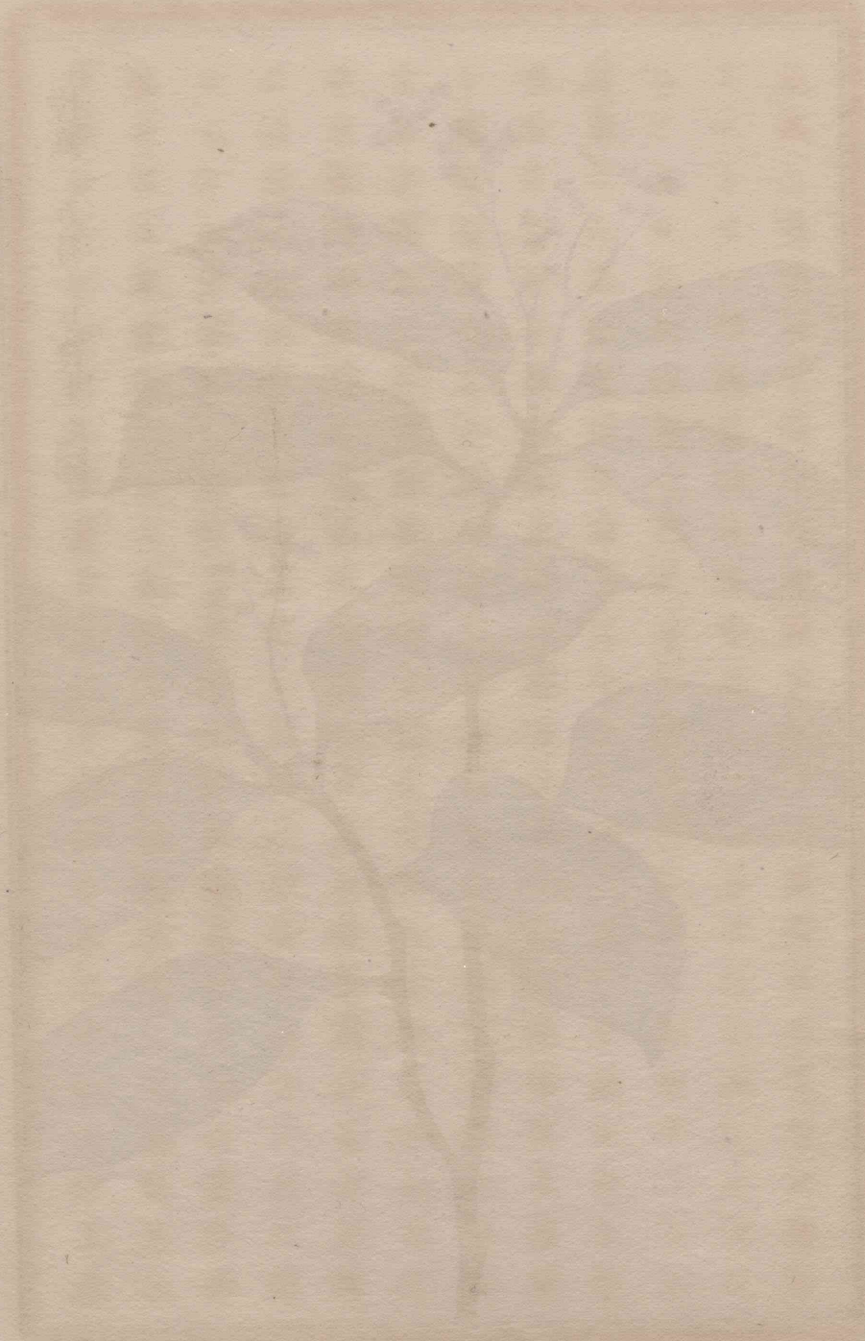
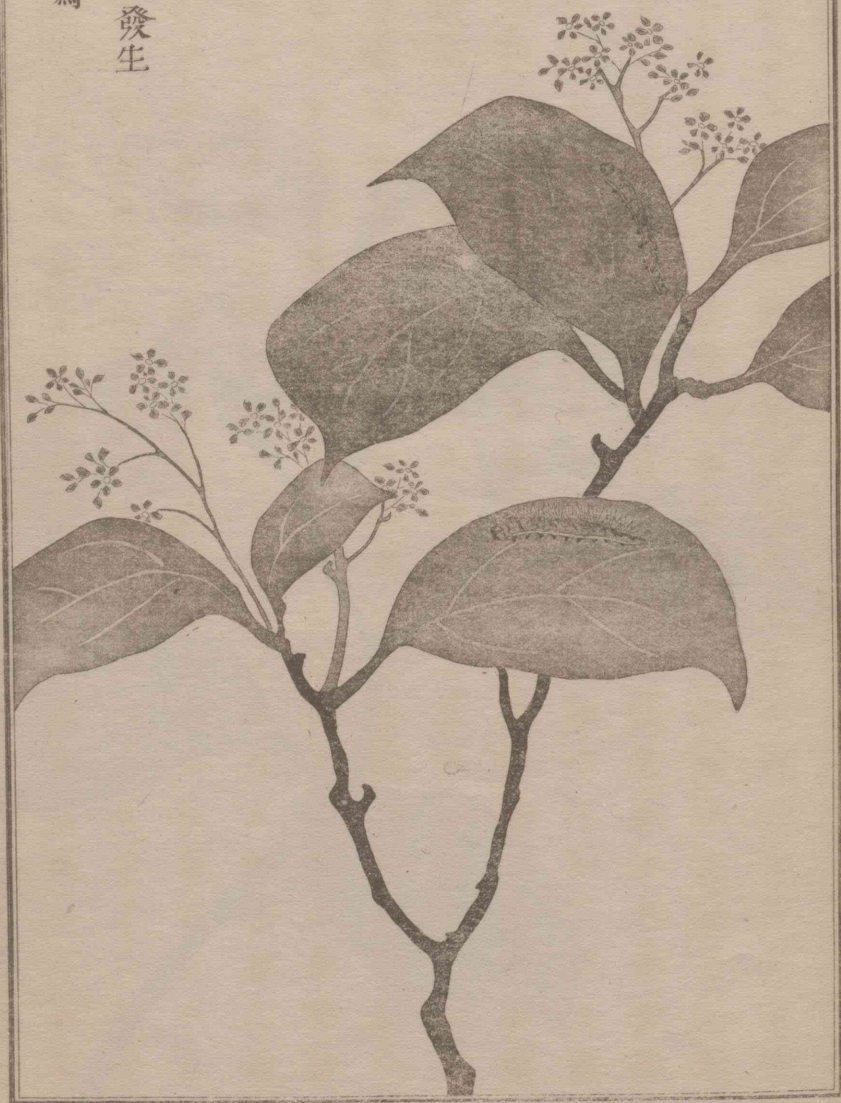
凡樹木の中樟虫の飼葉とならざるの松杉檜楸等の類を除くの外に大概食せざるの樹葉あり但し最初發生の時與へたる葉を好む故に中間にて佗樹を與ふるも食せさる事多し中に就て樟栗胡桃栢檉等を好んで食餌とす釣魚糸に製するに樟を以て最上とす樟はハルス質多くして其色透明ありハルス即ち樟腦なり其次に胡桃栢檉等なり細糸に製するには何れの樹を以て飼立るも敢て變る事かけれ唯卵より發生の時始めて餌付し葉にて飼されば佗の葉をば食せざる事あり因て飼立には始終樟樹にて飼立る時の葉の萎む事も少きのみからず其葉厚きに因て虫の生育も宜しくして糸質も最も宜し故に支那人之を樟蟲と名づくる其名を得たりと謂へし

○樟蟲の飼易き事
樟蟲の飼易き事山繭柞蠶野蠶即ち桑蠶等の類にわらす余嘗

て熊本縣に在て樟害を飼養する數年なれど一度も仕損る事なく就中明治十年二月より該縣戰爭の地となれり則此圖に其時面王に命して寫させたるなり然るに尙試の爲め別は虫十箇を採て勸業課中の卓上に置けり徳利に換るに砲丸のラロフルを以てす此時熊本縣廳庭中より薩人より打込たる大砲の丸許多し瓦の如し此時たるまた戰爭中なれば事務頗る多端にして朝夕樟蟲を看護するの暇なし只折々枝を換水と掛るのみなり然るに余同縣下八代郡巡廻の命を受該地に到り其用を辨し五日を過て歸縣に前の樟蟲を見る在らずラロフル丸共あり因て課中の人を問ふに皆知る者なく余大に之を怪み又諸人に問ふに其中樟蟲に知らずと雖どもラロフル丸に警部の處に草花を指して有りといふ者あり因て警部の處に到り該ラロフル丸の

出所を問へり四日前勸業課より持來れりと云然らば此丸は飼置し樟蟲に何れに致せしやと問に警部答云其蟲の在るは一向氣が付かず空枝のみと思ひ其枝に庭へ拔捨たりと余其庭に到り見れば樟の葉に悉皆乾燥して只蟲に依然と存せり余虫の恙なきを喜び持來りて新枝を指換飼養せしは發生より四十八日目にして早き繭を掛始め五十日にして拾箇の虫一つも損するなく皆繭を結ひ又結繭より四十一日夜に發蝶し孳尾して卵を産めり因て其眞圖を寫して之を諸人に示す

五月一日發生
同九日寫



五月一日發生
同十七日寫
二度目ノ体
ミヲ過レハ
如此白毛長
クナリ横腹
黄色ニナル



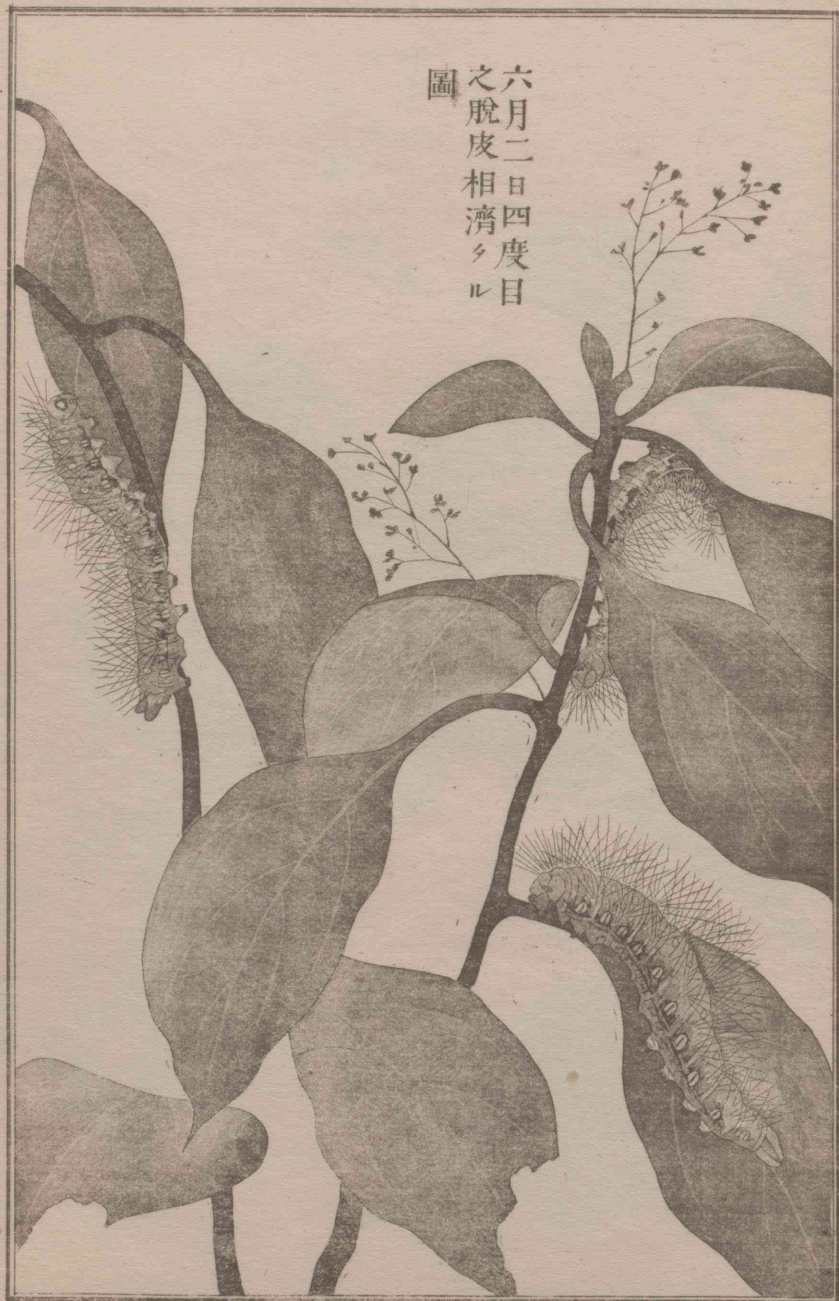
五月廿四日三度目之
脫皮相濟之處滿身白
色トナル



五月廿四日三度目之
脫皮相濟之處滿身白
色トナル



六月二日四度目
之脫皮相濟
ル

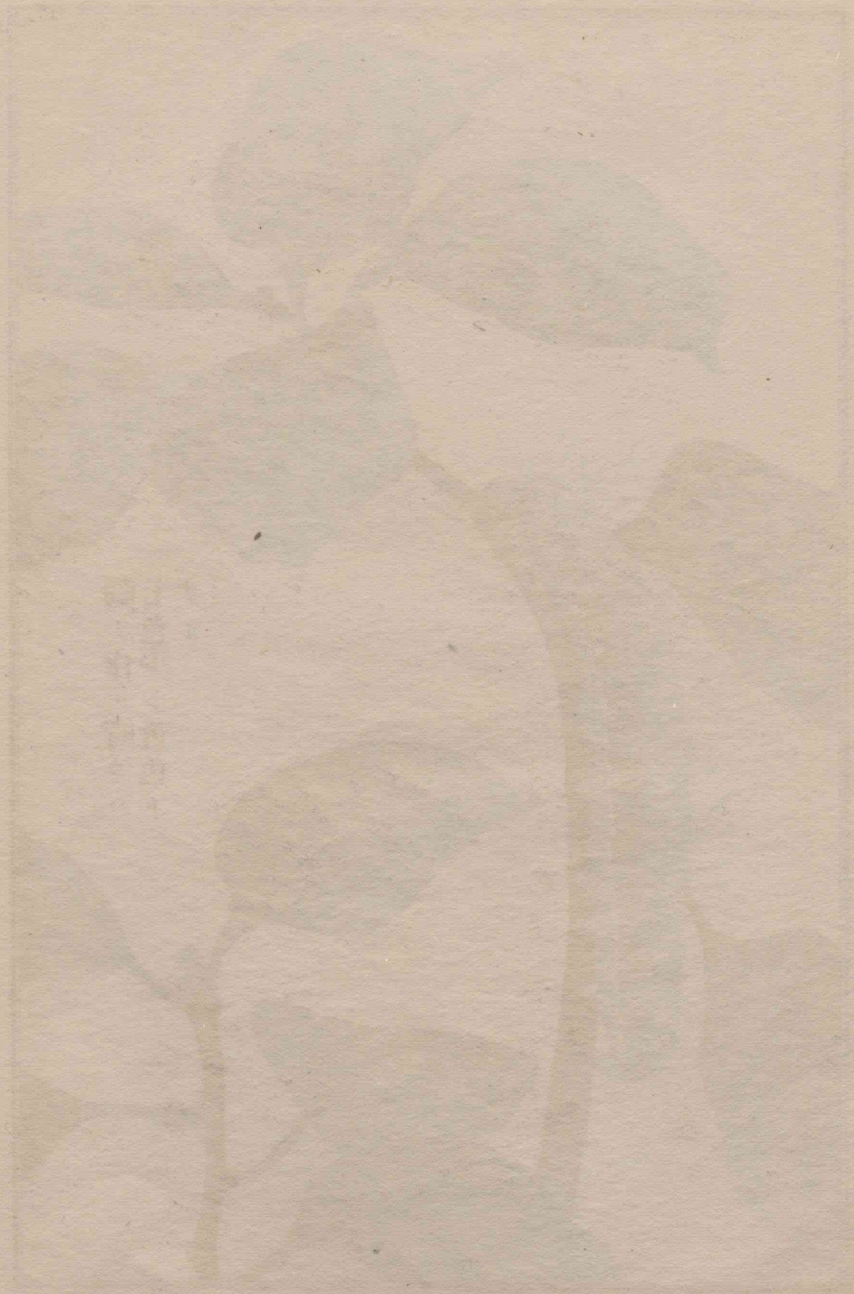
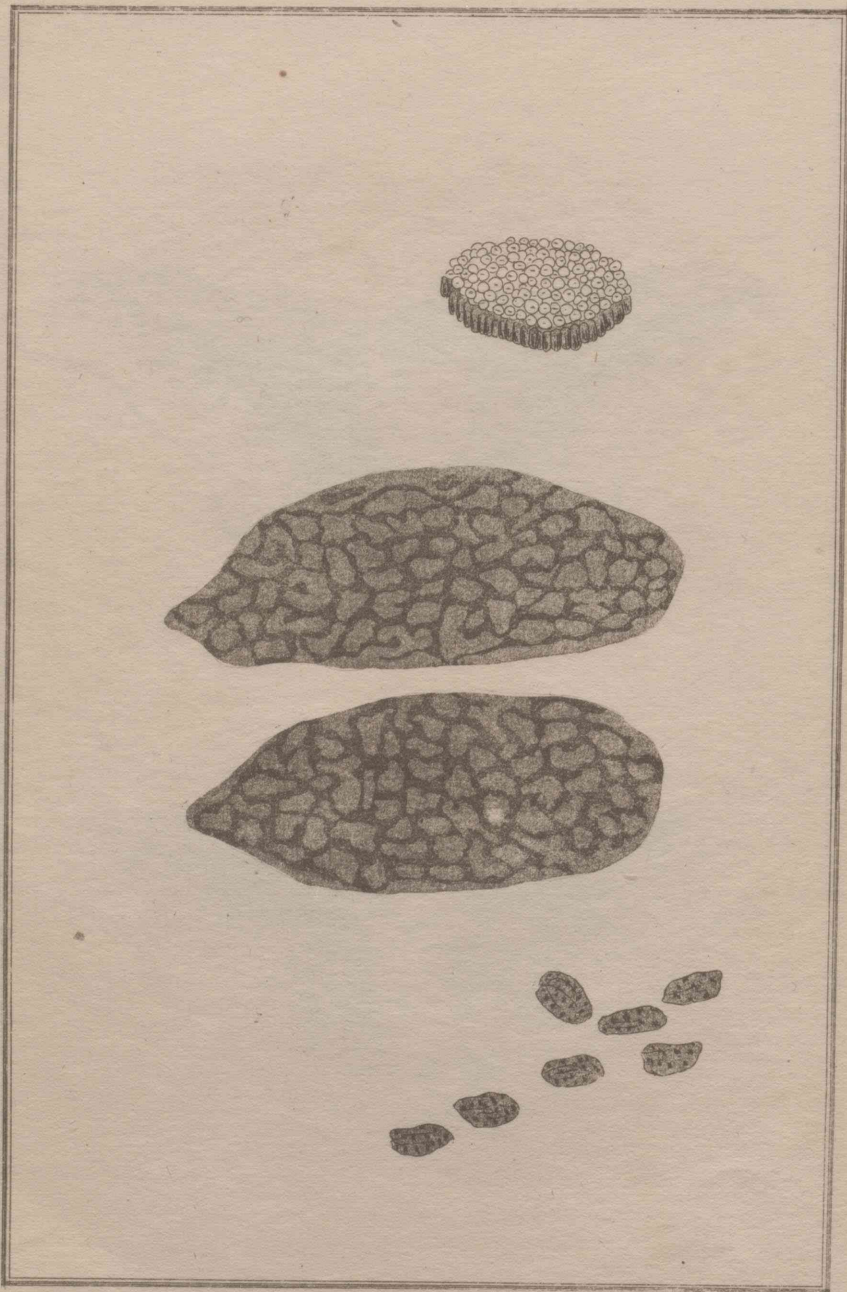


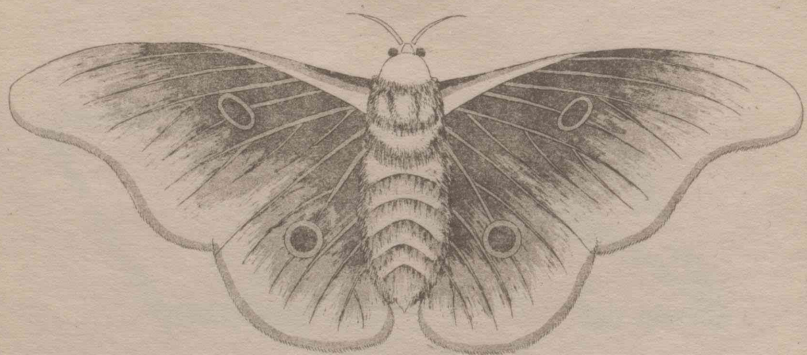
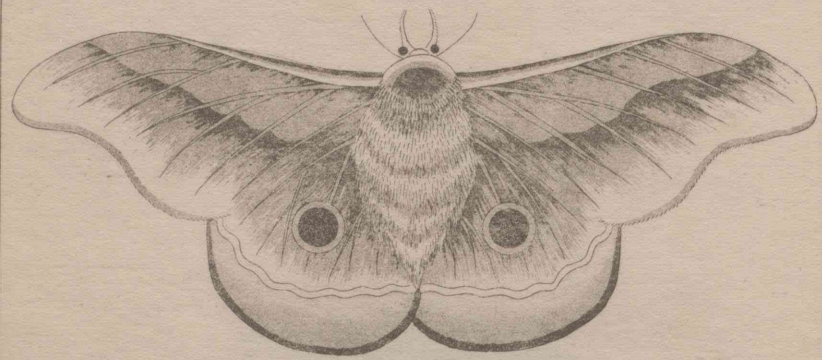
六月十八日
十日之過
七日之目
十日之圖

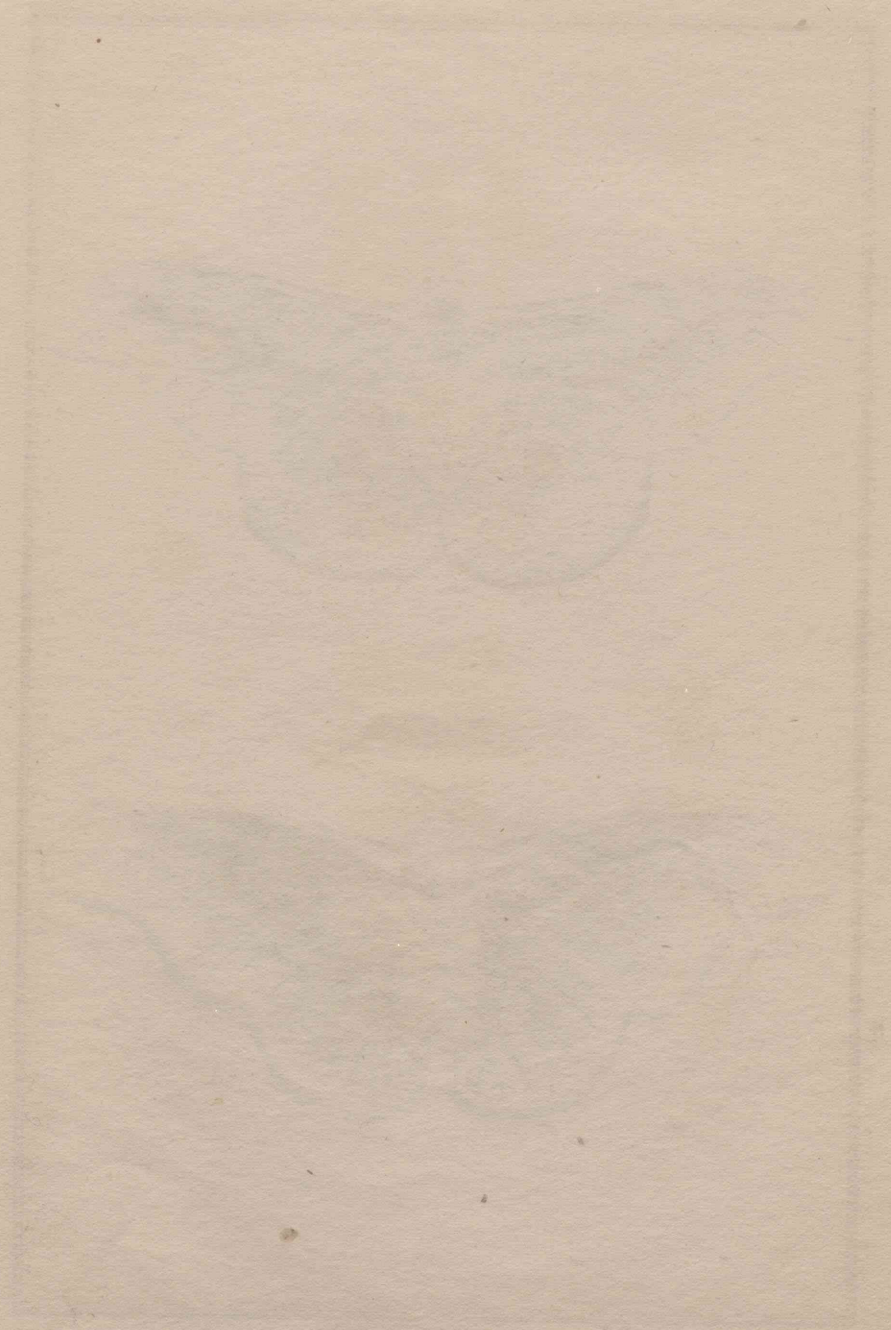
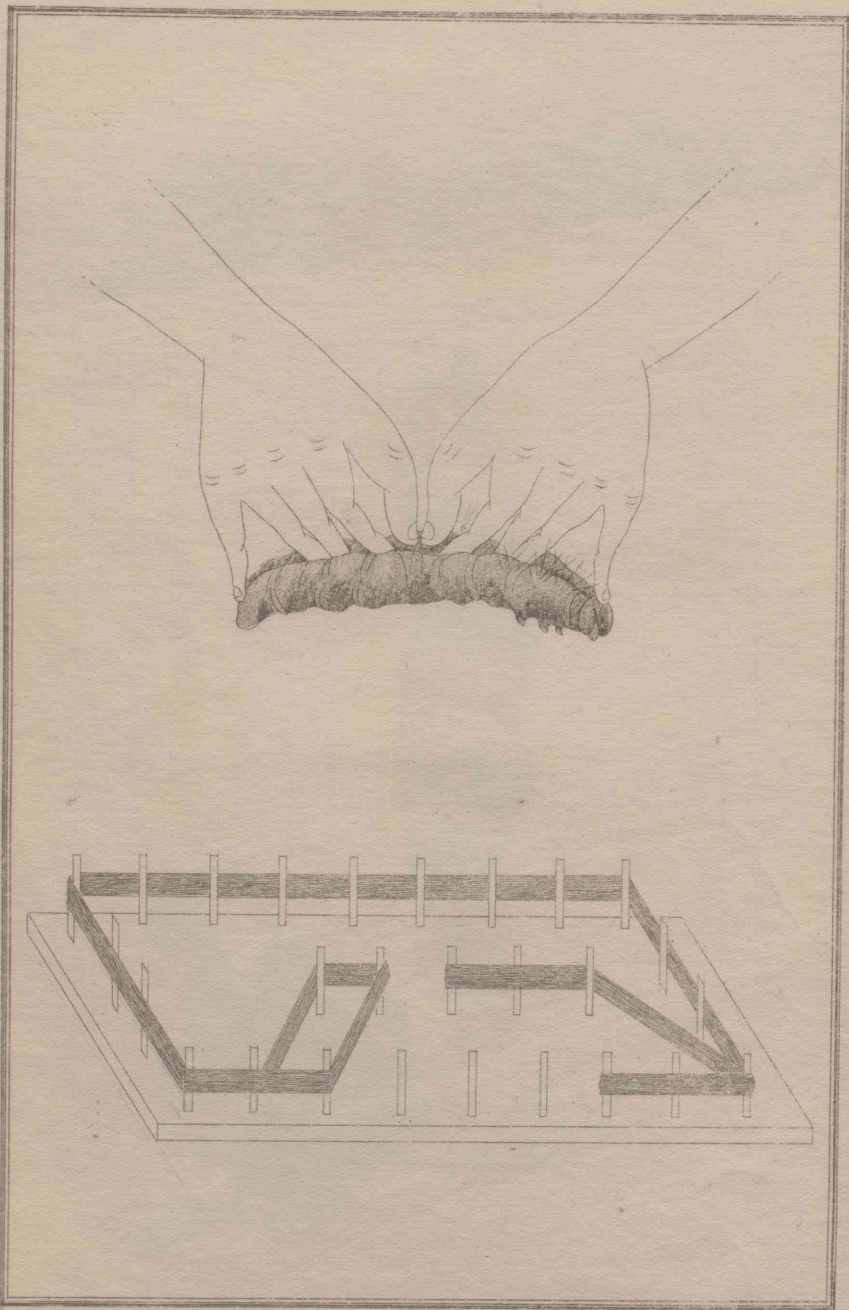




ハ
ナ
ル
毛
色
少
シ
黄
色
ト
ハ
時
ニ
作
ル
ハ
繭
ヲ
作
ス









明治二十年五月三日版權免許
全 廿一年二月 出版

著 者

三重縣士族

尾崎 行 正

伊勢國度會郡川端村
七十四番地

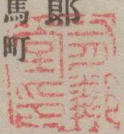
出 版 人

有隣堂

農書

山 篤 太 郎

東京々橋區南傳馬町
二丁目十三番地



有隣堂活版所印刷

小野寺文庫

群馬県立図書館



0498752-5